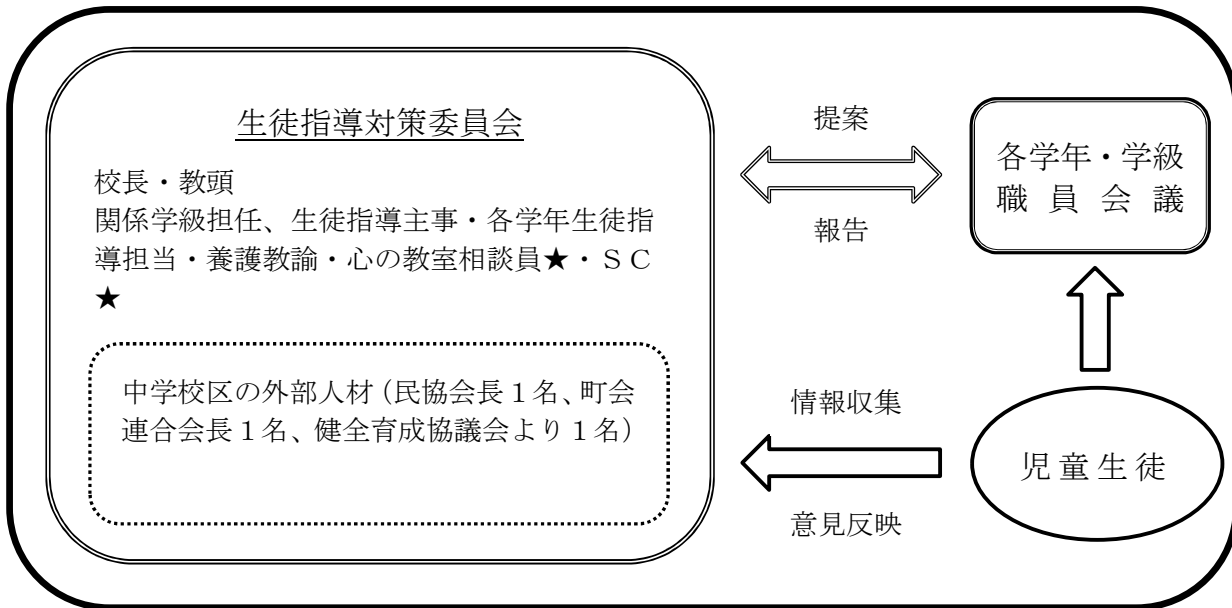


★いじめ対応の流れ①（平常時）

学 校



※生徒指導対策委員会（いじめの防止等の対策のための組織）の役割

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や「学校いじめプログラム」、「早期発見・事案対処のマニュアル」の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。
- いじめの相談・通報の窓口としての役割。

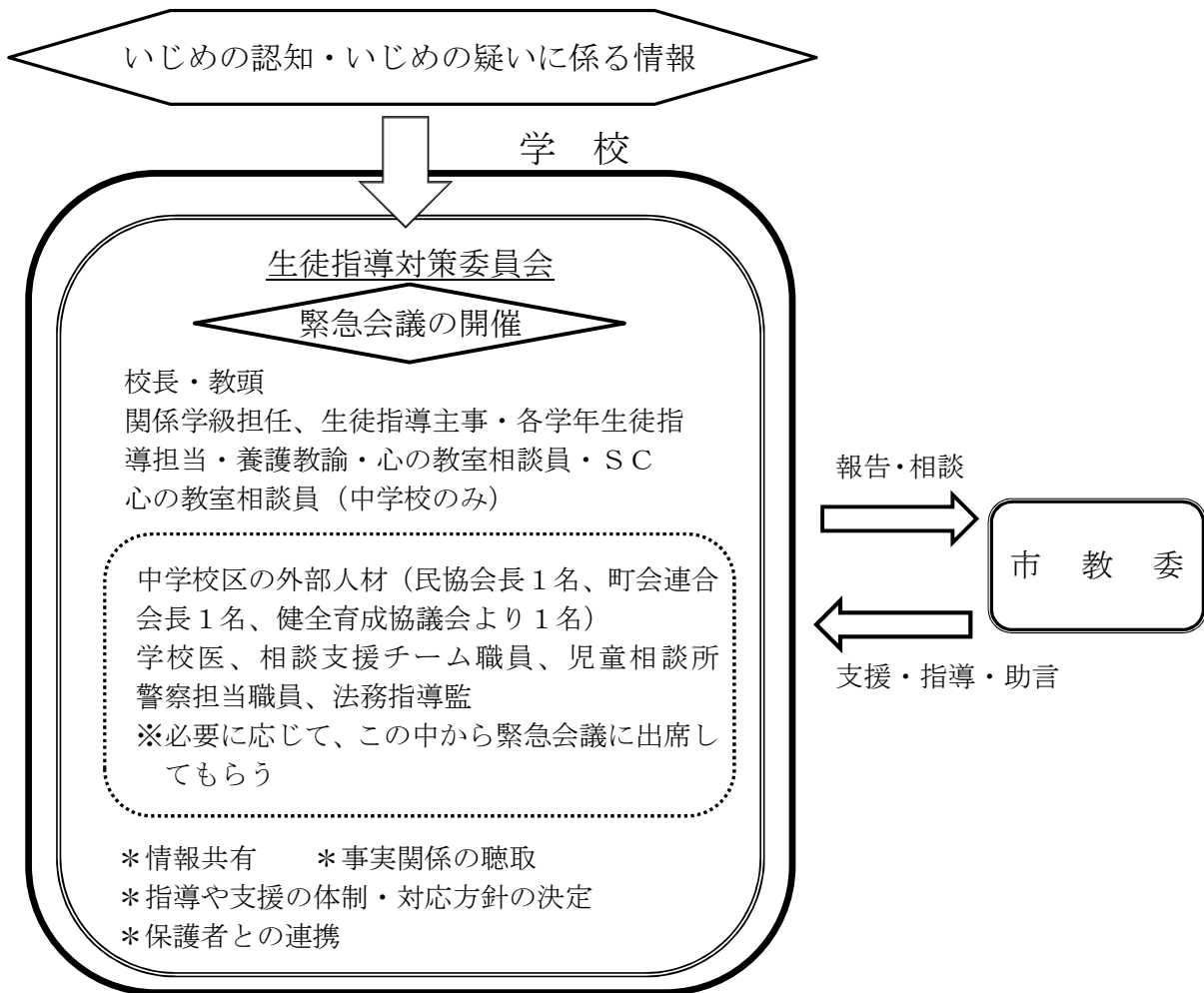
※生徒指導対策委員会（いじめの防止等の対策のための組織）の構成員（校内）

- 心の教室相談員は、原則、校内対策委員会の構成員に入れる（★）。

※外部専門家の活用

- 学校いじめ防止基本方針を基にした取組のPDC Aサイクル全般に協力してもらう。→年度初めと終わりの会議に出席してもらうことが想定される。
- 役職の異なる方を2人以上入れる。
- スクールカウンセラーは、原則、校内対策委員会の構成員に入れる（★）。
- 地域と連携した取組を進めるために、中学校区の外部人材を校内対策委員会の構成員に入れることが望ましい。

★いじめ対応の流れ② <いじめ（いじめの疑い）発生時>



※生徒指導対策委員会（いじめの防止等の対策のための組織）の役割

- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割。その際、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全の確保に留意する。

※外部専門家やその他の関係者の活用

いじめの事案により、必要に応じて、緊急会議に出席してもらう。

※いじめ（いじめの疑い）を認知したときの報告

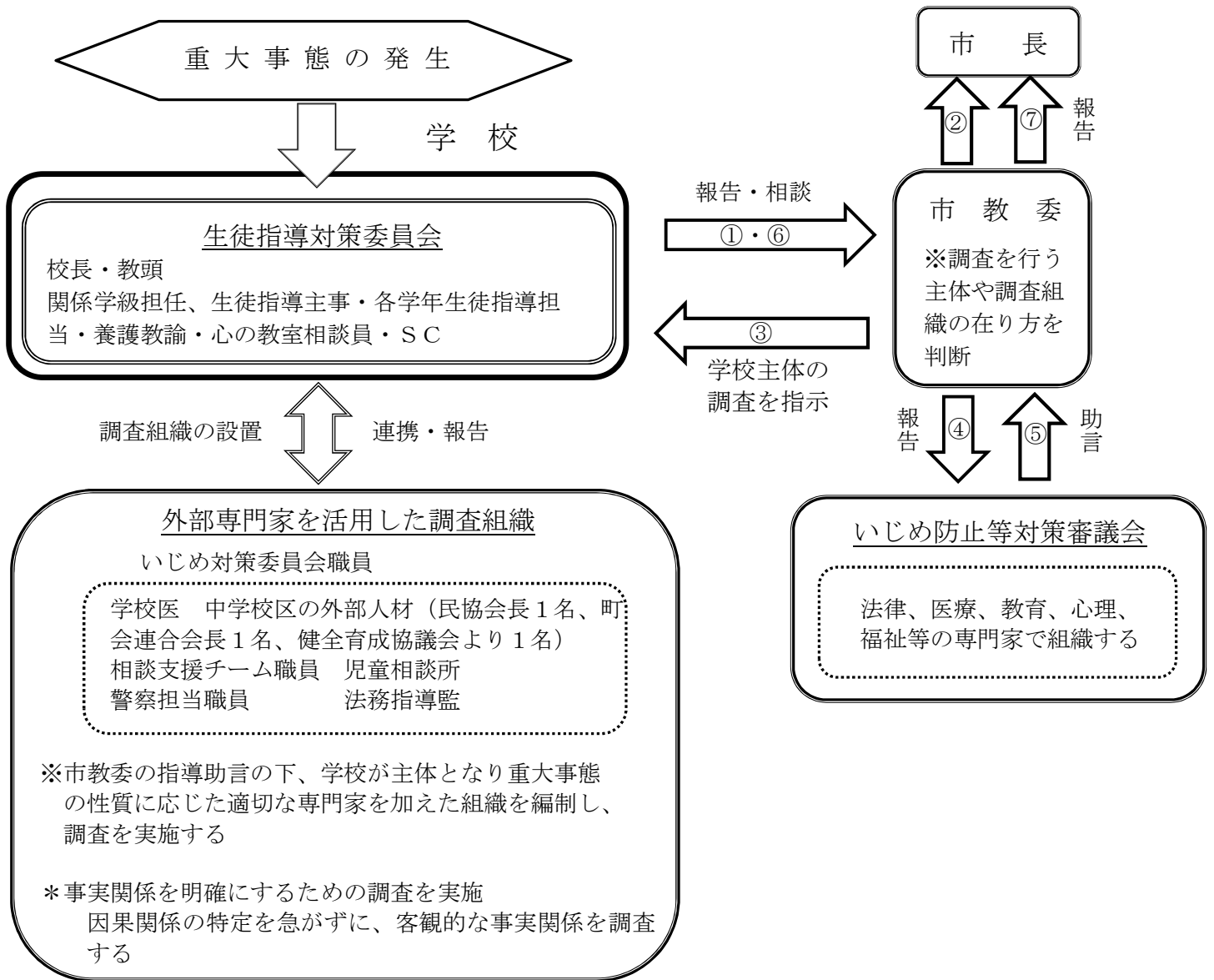
生徒指導対策委員会が中心となり調査した結果、いじめ（いじめの疑い）の事実が確認できたときには、校長が責任をもって被害・加害児童生徒の保護者及び市教委（学校指導課担当）に連絡する。なお、市教委には、「いじめに係る報告書」及び毎月の「いじめに係る指導状況報告書」を提出する。

※いじめの解消について

毎月の「いじめに係る指導状況報告書」で報告する。「解消」とは、少なくとも次の2つの要件を満たし、必要に応じて他の事情も勘案して判断する。

- ア いじめに係る行為が3か月以上止んでいること。
- イ 被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

いじめ対応の流れ③－１〈重大事態（いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。）～学校が調査主体となる場合～



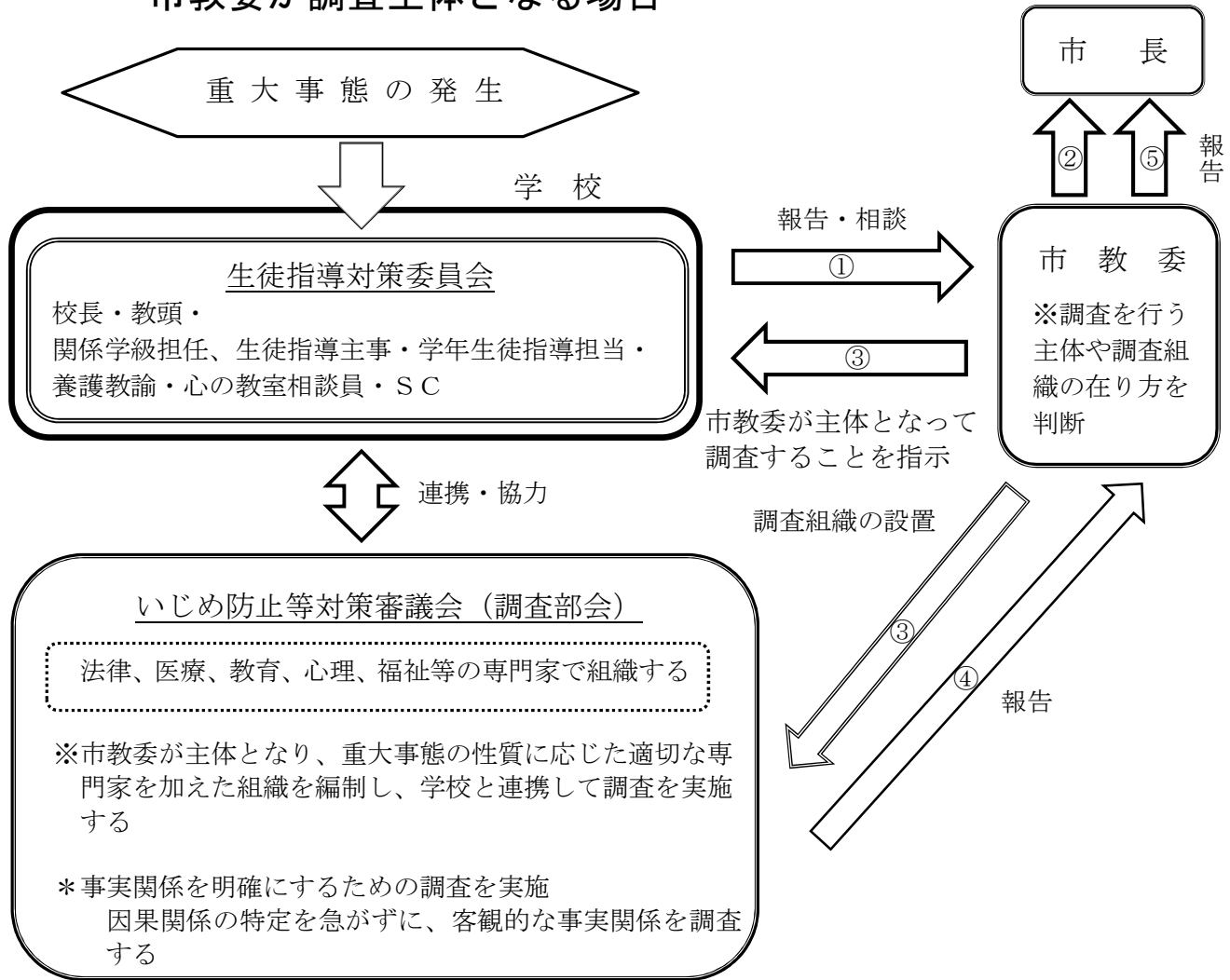
※重大事態発生時の報告について

- 次に掲げる重大事態（疑いを含む）が発生した場合には、直ちに校長が市教委（学校指導課長）に報告し、調査主体や調査組織について指示を受ける。
 - ア いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - イ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ※児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、必ず重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- 重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）により適切に対応する。

※調査結果の提供と報告について

- 学校は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。
- 学校は、調査によって明らかになった事実関係について、市教委に報告する。また、いじめを受けた児童生徒やその保護者が希望する場合、その児童生徒や保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添えて、市教委に送付する。

いじめ対応の流れ③-2（重大事態発生時） ～市教委が調査主体となる場合～



※重大事態発生時の報告について

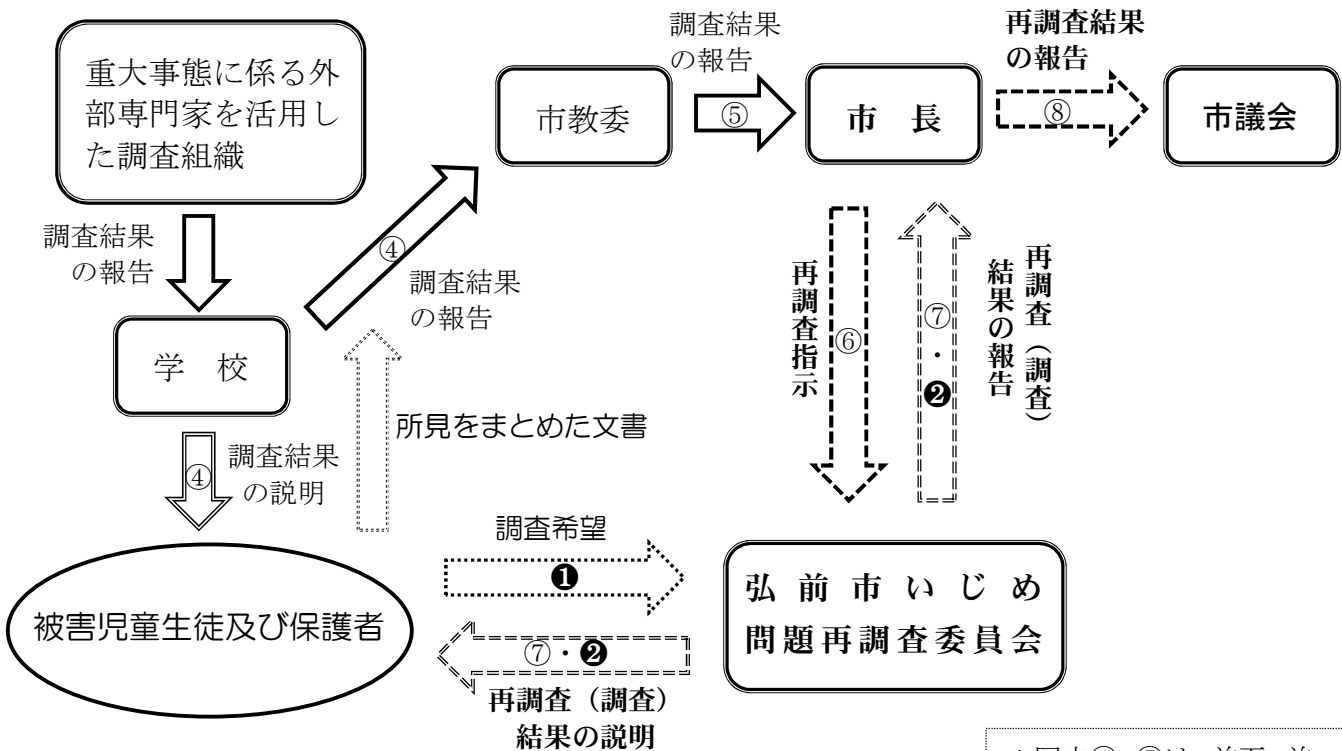
- 次に掲げる重大事態（疑いを含む）が発生した場合には、直ちに校長が市教委（学校指導課長）に報告し、調査主体や調査組織について指示を受ける。
 - ア いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - イ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ※児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、必ず重大事態が発生したもものとして報告・調査等に当たる。
- 重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。

※調査結果の提供と報告について

- 市教委は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。
- 市教委は、いじめを受けた児童生徒やその保護者が希望する場合、その児童生徒や保護者の所見をまとめた文書を調査結果の報告に添えて、市長に提出する。

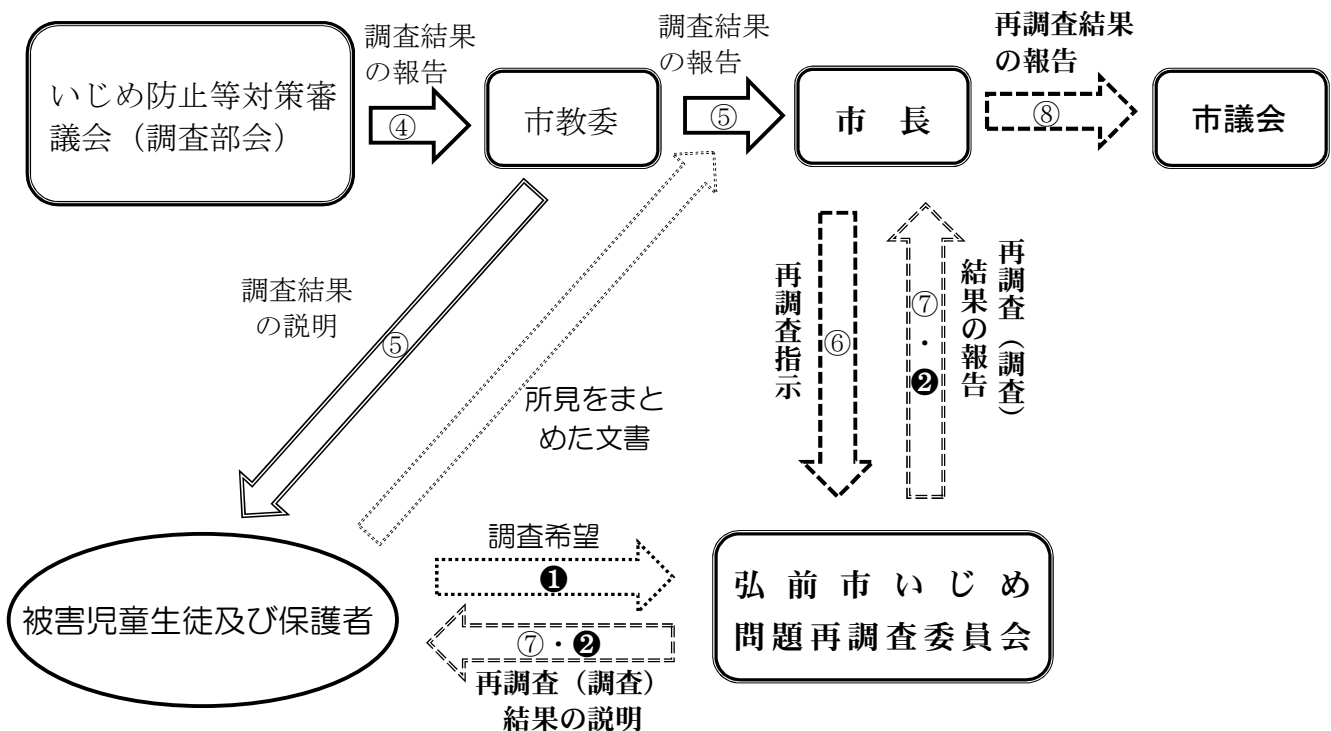
いじめ対応の流れ④（重大事態発生時）

○学校主体の調査から市による再調査まで



* 図中④・⑤は、前頁・前々頁の④・⑤と一致する。

○市教委主体の調査から市による再調査まで



※従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、学校又は市教委が主体となって実施する調査と並行して、市の再調査組織が調査を実施する場合もある。